

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月14日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第23号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後						
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）						
	組織	職	区分		組織	職	区分			
知事	本庁	略		知事	本庁	略				
		統括本部	略			略	統括本部	略		
			<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>					3種	<u>ユニバーサル社会推進監</u>	3種
			<u>さが創生企画監</u>					4種	<u>国民保護・防災対策監</u>	4種
			<u>国民保護・防災対策監</u>			4種		<u>国民保護・防災対策監</u>	4種	
	略		略		略		略			
	経営支援本部	人材育成総括監	2種	経営支援本部	人材育成総括監	2種				
		<u>地域振興企画監</u>	4種							
略		略		略		略				
略				略						

附 則

この規則は、平成27年7月15日から施行する。